

地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から行政区を設置したことに伴い、下表の区域の住所の表示に次のとおり変更があったことを証明します。

住 所 の 表 示	
行政区設置前	行政区設置後
熊本市 【町 名】 ◇番◇号 熊本市 【町 名】 ◇◇番地◇	熊本市 西 区 【町 名】 ◇番◇号 熊本市 西 区 【町 名】 ◇◇番地◇

平成 年 月 日

熊本市長

印

■西区の区域は下記のとおりです。

- ・表中の番地は、平成23年1月1日現在の地番をもとにしたものです。
- ・町名の「丁目」については、アラビア数字により表示しています。

西区に属する町名および番地等（50音順）	
い	池亀町, 池田1丁目, 池田2丁目, 池田3丁目（23番1号～18号, 23番26号～34号, 31番～39番, 40番1号～31号, 40番33号, 41番～55番, 58番, 1番地～173番地, 177番地～187番地, 212番地～362番地, 382番地～390番地, 411番地1～421番地, 499番地, 500番地, 502番地1～531番地, 1272番地90, 1629番地1～1633番地, 1653番地1, 1654番地1, 1654番地3, 1654番地4, 1655番地1, 1655番地3～1656番地に限る。）、 池田4丁目, 池上町
お	沖新町, 小島上町, 小島下町, 小島1丁目, 小島2丁目, 小島3丁目, 小島4丁目, 小島5丁目, 小島6丁目, 小島7丁目, 小島8丁目, 小島9丁目
か	春日1丁目, 春日2丁目, 春日3丁目, 春日4丁目, 春日5丁目, 春日6丁目, 春日7丁目, 春日8丁目, 上熊本1丁目, 上熊本2丁目, 上熊本3丁目, 上代1丁目, 上代2丁目, 上代3丁目, 上代4丁目, 上代5丁目, 上代6丁目, 上代7丁目, 上代8丁目, 上代9丁目, 上代10丁目, 上高橋1丁目, 上高橋2丁目, 河内町大多尾, 河内町面木, 河内町河内, 河内町白浜, 河内町岳, 河内町東門寺, 河内町野出, 河内町船津
き	京町本丁（1番23号～31号, 2番～4番, 5番25号～29号, 5番33号～34号, 5番40号～53号, 6番55号～61号に限る。）
し	島崎2丁目, 島崎3丁目, 島崎4丁目, 島崎5丁目, 島崎6丁目, 島崎7丁目, 城山大塘1丁目, 城山大塘2丁目, 城山大塘3丁目, 城山大塘4丁目, 城山大塘5丁目, 城山大塘6丁目, 城山大塘7丁目, 城山上代町, 城山下代1丁目, 城山下代2丁目, 城山下代3丁目, 城山下代4丁目, 城山下代5丁目, 城山半田1丁目, 城山半田2丁目, 城山半田3丁目, 城山半田4丁目, 城山薬師1丁目, 城山薬師2丁目, 新土河原1丁目, 新土河原2丁目, 新港1丁目, 新港2丁目

裏面へつづく

た	高橋町1丁目, 高橋町2丁目, 田崎本町, 田崎町, 田崎1丁目, 田崎2丁目, 田崎3丁目, 谷尾崎町
つ	津浦町 (4番6号～14号, 5番1号, 5番34号, 6番, 7番7号, 7番14号～15号, 8番に限る。)
て	出町
と	戸坂町
な	中島町, 中原町
に	二本木1丁目, 二本木2丁目, 二本木3丁目, 二本木4丁目, 二本木5丁目
の	野中1丁目, 野中2丁目, 野中3丁目
は	花園1丁目, 花園2丁目, 花園3丁目, 花園4丁目, 花園5丁目, 花園6丁目, 花園7丁目
ひ	稗田町
ま	松尾町上松尾, 松尾町近津, 松尾町平山
や	八島町, 八島1丁目, 八島2丁目
よ	横手1丁目 (5番9号～20号, 6番, 7番に限る。), 横手2丁目 (3番6号～93号, 11番1号～34号, 12番88号～116号, 13番～16番に限る。), 横手3丁目 (1番～15番, 16番1号～5号, 16番31号～46号, 17番, 18番39号～73号, 19番, 20番, 21番1号～39号, 21番88号～113号に限る。), 横手4丁目, 横手5丁目
れ	蓮台寺1丁目, 蓮台寺2丁目, 蓮台寺3丁目, 蓮台寺4丁目, 蓮台寺5丁目